

平成28年4月15日
大阪鉄商健康保険組合

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の
適用に伴う健康保険の取り扱いについて

平成28年4月14日に発生いたしました、熊本県熊本地方の地震により、熊本県全45市町村に災害救助法の適用が決定されました。

これに伴いまして、当健康保険組合においては、病院などで診療を受けた場合の窓口負担金につきまして、被災の状況などを判断（申請及び罹災の証明が必要）し、支払いの猶予などの措置を行いますので、居住していた家屋が全半壊または全半焼された方につきましては、当健康保険組合にご相談ください。